

## 古いの周辺

NHKの「老齢社会」に関する某日の討論の一節が、今も心にひつかかっている。それは最近作家に転進したS氏の言葉である。「私は両親を家で最後まで看取みつたが、病親の世話を家庭でなく社会的責任でなされるべきだ」と。

自分は親にすべきことをしたが、ひとにはそうは要求しないという、寛容な論と称賛する向きもある。私には素直にそうは思えない。何かしら、ギリシャの哲学的寓話を連想する。弁護士志望の貧しい青年が高名な先生に入門を願い、「授業料は弁論術を学んで最初の訴訟の弁論で勝つたらお支払いする」という条件で許可される。大先生はその証文を入れさせる。弟子は卒業しても払わない。先生は面目にかけて裁判に訴えねばならなかつた。

法廷での大先生の弁。「被告がもしこの裁判で敗訴すれば当然、法律によつて私に支払うべきだ。かりに私が敗訴すれば被告の勝訴だから、証文によつて私に支払うべきだ。勝訴でも敗訴でも構わないので、早く判決をお願いしたい」。弟子も負けては

いない。「私が勝てば法律通り支払う必要はない。負ければ証文に従つて支払う必要はない」と。

裁判がどう判決したかはここでは問題にせず、二人の弁論に共通している点に注目したい。二人は自分に都合のよい二つの立場を巧みに使い分けて、時には法律を、時には証文をたてにとつて、自説を強化し、こじつけに成功している。

S氏の発言がこの比喩<sup>ひゆ</sup>にあてはまるとは決していわない。しかし、どっち向いてもかつこよい立場が二つ周到に用意されている。個人的な自分の親孝行を語らず、率直に病親の介護は社会的責任だといえども、すつきりした主張でさわやかに響く。あるいは、いつそ私もしたが皆もそうあるべきだといつてもよい。どちらにもよい顔をする立論、どちらからつかれても完全に防護できそうな立論に、私はいつも心がひつかかる。年のせいだろうか。

(一九八〇年十月十五日)